

## 5 研修修了者の定着に向けた取組について (緑の青年就業準備給付金事業の給付条件)

# 緑の青年就業準備給付金事業の給付条件

## ○ 次の条件を満たす場合は、年間最大125万円を給付する。

- ① 林業に就業し、将来的にはその中核を担う強い意欲を有している
  - ② 就業予定時の年齢が原則45歳未満
  - ③ 常用雇用の雇用契約を締結していない
  - ④ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業（生活保護、求職者支援制度など）による給付等を受けていない
  - ⑤ 研修計画が以下の基準に適合していること
    - (1) 林業への就業に向けて必要な技術等を習得できるものとして、都道府県が適切と認めた研修機関等で、以下の内容を含む研修を受けること。
      - ア 労働安全確保に資する最新装置を活用した研修を含む、作業を安全に行うために必要な知識、技術・技能を習得するための研修  
最新装置（例）伐倒練習機、林業労働災害VR体験シミュレーター
      - イ マーケットインの発想による林業経営を学ぶための製材工場や住宅メーカー等での研修
    - (2) 研修期間がおおむね1年かつおおむね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して林業への就業に必要な技術や知識を研修すること。
- ⑥ 定着率向上に向けた取組を行うこと **R6から125万要件に変更**
- ・研修修了者の定着状況等の分析、外部有識者から評価を受けた取組の実施
  - ・都道府県施策担当者の林大等委員会への参画等の一体的な取組の実施

## ○ 加えて、次の条件を満たす場合は、給付額を年間最大155万円とする。

- ① 外部有識者（学識経験者、林業経営者、川下関係者、他県の林大等の講師）から評価を受けたシラバス（研修計画）に基づく研修を受けること
  - ・科目の背景と目的、到達目標、評価基準等を定めたシラバスに基づく研修が行われること 等
- ② 定着率向上に向けた取組を行うこと
  - ・林業経営体の就業環境等の研修生への情報提供
  - ・インターンシップ受け入れ経営体等への研修実施など定着化をサポートする取組の実施
  - ・都道府県等による卒業後の相談対応などのフォローアップの実施
- ③ 林業の現場で用いられる、業務の安全性向上、効率化に繋がる技術を学ぶことができる、以下の研修を実施すること
  - ・伐採と造林の一貫作業システム
  - ・作業負担の軽減や施業の効率化に資する新たな技術（UAV、GNSS・GIS等）
  - ・高性能林業機械

**R6から  
155万要件  
に追加**